

会議録要旨（書面審議）

会 議 名	令和2年度 山陽小野田市空家等対策協議会（第1回）
開 催	令和2年8月
委 員	藤田剛二市長、金田和博委員、岡田卓司委員、中村公洋委員、 瀬口潤二委員、磯谷美津子委員、石部智子委員、村上景二委員、 行徳祐二委員、末永和義委員
会 議 次 第	<p>1 議題 特定空家等対策部会の設置について 〔内容〕 山陽小野田市空家等対策協議会の中に、空家等対策協議会運営要領第3条第2号に規定する事務を審議するための特定空家等対策部会を設置する。</p> <p>2 報告等 (1) 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について (2) 空家等の相談等への対応状況について (3) 老朽危険空家等除却促進事業について</p>
会 議 結 果	<p>1 議題 特定空家等対策部会の設置について…<u>承認</u>（全員） 〔意見〕 各々の専門分野の方々が審議されることは有意義であると思われま。全ての面で万能な方は僅かしかおられないと思われるので、専門分野の方々が集まり、各々の得手不得手なところを補って審議を行えばよろしいのではないのでしょうか。どれほど最善なものに近づけるか、その程度は分からないものの、決して負の方へ向かうことはないと思います。 したがって、「特定空家等対策部会」の設置は必要と考えます。</p> <p>2 その他、意見等 今現在、所有者が判明しない危険な空家等があるので、その対策は必要であることは間違いなことです。しか</p>

し、現状のままの方策では<sup>いたち</sup>鼯ごっこではないでしょうか。次から次へと所有者の分からない空家等は増える一方。所有者がお亡くなりになり、そのまま相続人が判明しない空家等が随分あるのではないのでしょうか。以前にも申し上げたことがありますが、遺族の方が死亡届を提出されたときに、亡くなられた方の土地・建物の有無や、相続人(予定を含む)の住所や氏名等の提出を同時にするようになれば、随分と空家等の所有者が判明するようになるのでは。

転居されるときにも同様の手続きをされればよろしいのではないのでしょうか。